「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」の一部改正について

１　改正の概要

「普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）」の廃止及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和２年法律第28号）」の施行に伴い、同法を引用する部分について、所要の改正を行うとともに、その他本文の表記に係る所要の改正を行うものである。

２　改正の内容

⑴　「普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）」の廃止に伴う改正

第１条の２第４項第１号を次のように改める。

⑴　鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第２条第12号に規定する車両（旅客車に限る。）

⑵　「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正

する法律（令和２年法律第28号）」の施行に伴う改正

別表第１の６の項中「第２条第５号」を「第２条第６号」に改める。

　　　また、別表第２の１の表12の項⑵イ中「（平成18年法律第91号）第２条第17号」を「第２条第19号」に、「第２条第16号」を「第２条第18号」に改める。

⑶　規則本文の表記に係る改正

別表第２の１の表１の項⑵イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表14の項⑴中「けこみ」を「蹴込み」に改め、別表第２の２の表６の項⑴ア中「けこみ」を「蹴込み」に改め、別表第２の４の表８の項中「付帯設備」を「附帯設備」に改める。

また、第５号様式の表14、第５号様式の２の表14及び第６号様式の表６中「けこみ」を「蹴込み」に改め、第８号様式の表８中「付帯設備」を「附帯設備」に改める。

３　施行期日

公布の日から施行する。ただし、別表第１の６の項及び別表第２の１の表12の項⑵イの改正規定は、令和３年４月１日から施行する。